

9・28災害

14年目に思うこと

もっと現実直視しよう

改められぬ会社の保安姿勢

九分会（三川）
藤田幸次郎

九月二十八日、三川鉾坑内火災より十四年を経た。それでも会社の責任を追及する損害賠償請求の裁判が続いている。上村裁判は和解の形をとつて一応解決されたが、医者の立場から精神病院吉田先生の証言に対する弁護人の反対尋問が長々と続けられている状況の中に、会社の社会的、道義的責任の一片も感じない姿勢を見ることができ

六月三川鉾において、六名の労働者が同時に死亡する災害があつても、死人に鞭打つように、会社は作業手順が間違つていたから災害は起きたといわねばかりに、鉾山保安監督局をまきこんで、坑外で報道陣公開の大々的な災害模擬実験を行い、宣伝した。

「くらだいや新聞」によれば、当時の施設主席係員を坑外に配転し、はやばやと責任をとらした、

としてゐる。また、七月に実施された全国鉾山保安週間に、三川鉾では微傷もゼロの優秀な保安成績であつた、とも伝えている。

そこに隠された内容を知っている現場の労働者は笑つてゐる。四針も縫合するケガをしていてさえ、現認証を書いてもらえず、私傷扱いで、それで出勤させられてゐる。今、三池炭鉾の中では少々のケガくらいでは公傷にしもたえ

ある。平和協定も結構だが、労働者の生命と権利を守るために、もう少し現実を直視することの必要を痛感するこの頃である。

×

筆者は坑内火災被災CO患者で、現在、坑内職場に復帰。

裁判に思ったこと

中学1年 中内由紀子

夏休みにはいる前、私は祖母から「七月三十一日は裁判（九・二八、三川鉦坑内火災事件）に行くね」とたずねられ、私は「うん、行く」と言いました。祖父のことでもあったし、それに裁判所などなかなか行けません。社会の勉強にもなると思っただけです。

いよいよ、三十一日になりました。お母さんと電車で、福岡へ向かいました。

お屋になって、他のおばさんたちといっしょに福岡地方裁判所に行きました。

門には、「一時十分始まり」と書いてありました。裁判のある三階に行くと、そこには人がたくさんいました。私は、こんなにいるとは思ってもみませんでした。人がたくさんいるということは、これだけの人が、私の祖父みたくになったのだなあ、と思ひながら傍聴券をわたされて中にはいりました。

一時十分になっても、裁判長は来ませんでした。二十五分ぐらいして、やっと入ってきました。

私は初めてなので、どっちが会社の方で、どっちが事故（三池大爆発のこと）にあった方が聞いたくらいです。裁判長が言っていることを聞いていると、なにか意味がわからないことです。すると「キリッ」という声が出て、私はビックリしました。私達を十五分も待たせておいて、始まった裁判が終わるまで五分ぐらいいいかった感じがなかったのでした。

おわび

書いてくれた由紀子さんは、三川鉾坑内火災（昭和四十二年九月二十八日、三川鉾で発生）のとき被災した、CO患者の猿渡吉也さんの孫に当たる人です。荒尾市大和区に居住。

~~~~~

## おわび

紙面がいっぱいになり、準備しました記事で積み残しができました。次号に紹介しますから、悪しからずご理解お願いします。

山野災害裁判公判を傍聴して

改めて知った三井

# 鉦山の恐ろしさ

遺族 中西和子

八月二十七日、原告団の小川団長とＣＯ患者家族の塚本榮子さんと三人で、山野災害裁判の公判傍聴に行きました。

ったので、「三年の主旨は、」とです。

言えは、「人のうわさをも七十五日やから、頑張ってほしい。土地は提供する、」と言った。

一年ちょっとで組合が出来る。イトコ、親戚、それをも入抗していい人まで呼び出して、組合の切り

「元誘致工場の社長の証言という土地は一部は買ったが、さらに崩しにかかった。山野労組の下部組織として、組事で、最初、同じような誘致工場言った――「水も二年間は無料に働いている私がいりました。する」と。会長は「山野の久保田と言う人が来

すでに裁判は始まっています。「組合運動の激しい所だから」と言ったら、「三池と違う。ぜったい組合は作らせないと、山野の労使共々言った。組合は、会社と一体となった御用組合の典型的なもの。」

×

すでに熊本真蘭閣町の中学校の跡地を買収していたのを、三井鉱山の八星監査役と伊藤忠が来て、「未亡人の工場を作つてほしい。三池の二つの工場は成功している。三年でいいから……」、と言

一日も早く生産を再開するには遺族対策等なされなくてはならない、と言うので、契約書もペン書きで役所に提出して、後日タイプにした。だから契約書も二通はある。

口封じのためだと、三井、山野

そのうち在庫がふえ、金の手配などで給料が一日一日遅れ、組合が「全員解雇してくれ」、と言つて来た。

解雇したら水をくれず、仕事が出来ず、そのうち伊藤忠が原糸をストップした。だから、会社再建法

の適用を申請した。  
今度証人として出たのは、遺族  
が可哀そうと言う事。三井鉱山が  
憎い、と言う事です。  
三井鉱山が憎くなりませんでした。

この傍聴で、私の主人（もちろ  
 ぬ故人。三池大爆発の犠牲に）も  
 利まで頑張ります。

×

山野裁判原告団の皆さんに負けぬ  
 よう、石にがじりついても裁判勝

たとえ何があつても  
責任とらすべく

遺族 永江美由紀

原告団としては一日目三名（小川、塚本、中西）、二日目は遺族会として三名（中西に福岡班の大家、山野鉾の災害殉職者遺家族）が傍聴しました。

昭和五十三年六月十日の提訴から三年目、異例の早さで公判は進み、いよいよ大づめとなり、原告の損害立証はこの公判で二応終ります。

会々則と名簿に基づき、当時の生々しき事実。生産再開を急ぐあまり、遺族の社宅追い出し。涙も乾かぬ遺族達は、その妨害の中に遺族会を結成する。就職や実家に帰

第二十二回公判（八月二十七日午前十時から）  
証人は、才田元社長、三池の永江、県評オルグの島田。  
第二十三回公判（八月二十八日午前十時から）  
証人は、竹下ヌイエ二代目遺族  
り、六十三人、柱宅にすむ中に四十人が集まり、組織・役員を構成。会則も一条一条審議をして、私が書き残したものを、初代会長の永城さんが十六年間大切に保管していたものでした。これが昭和四十年九月九日、三池の月命日に

当たる目でした。

三池大災害が七月七ヶ月目に起きた、もと兄弟山の山野炭鉱災害。同じ三井の手によって殺され、白。その頃集約社宅に散つて今は

た遺族同志。共に泣き、苦しむ。つづかれた形となっていた。災害  
その共闘はもう十六年になるわけ  
です。三池の四百五十八人が真に  
の着がえを持って走った。坑口の

保安の人柱となる事ができた。炭鉱から災害は消えるはずなのに、炭鉱でなく人柱にされた。土間に大槓でもこがすように並べられた遺体。あまりにもひどすぎる。可哀想です。裁判長さん残念ではありません。

二目目は、竹下メイエ二代目会長の証言。「殺されたお父さんの首はなかった」「五体満足でうけ  
なり」「ワアー」と泣き出した。思いは同じ。傍聴席の遺族たち

「でもない」一四日間も水ひたしにされた後あげられた」「棺をあけて最後の別れもさせられず火葬された。裁判長も、下をうつ向いたままでした。

した」「そして半年後、小学四年の長男から聞かされた、首がなかったやないか。骨がなかったものしみて怒りの涙です。被告代理人

と。初めて知る真実と慟く。この反対尋問に対してはキリリと立っている殺し方をした三井は許せない”。だからこを怒りひとしおが遺族だ、あの妨害の中で立ち上がった初代会長だ、と思います

頃、遺族係としてその灯をともしつづけ、遺族を守りぬいた苦しい日々の十六年間に証言した。

いずれにせよ、遺族の歴史は涙と闘いの歴史です。生きる限りは

最後に立った水城初代会長は、「毎日夜となく昼となく業務の辻塚副長によびつけられ、切りくずし。遺族会と認めん、と攻撃された。つづく苦しみを背おわされた遺族。この責任は、何があつてもとらずべく、共に闘いを誓つて終つた。」

原告團消息

何でもあつうは待つてたりする  
るためにがんばりましょう。  
方が、内容が何時間とあるけど、  
皆さんペンを取ってください。  
私がいったときはきやうく、とて  
編集部

原告団消息

嚙病院退院。  
左は住所変更（ひすれも新住所）

8月10日 C O患者・野田嘉次郎  
さん、嚥病院入院。

大牟田市正山町六〇番地正山  
杜宅五棟の二号（電話五七

佐藤 弘志さん

18日 みい、原告団編集会蔵  
12月 一三四六  
25日 CO患者・塚本美治さん  
検査のため天領病院入院。  
木永 国雄さん  
荒尾市野原二八六番地の五

同日、CO患者・田中泰久さん選抜病院退院。(一九月一日から出勤)

九月十一日 CO患者・上島乾さん

八(電話八二六四三)  
親伯 重光さん  
荒尾市孤屋北四九の二(電話八二六二七〇)

おねがい

— 編集部